

天山地区共同環境組合廃棄物処理手数料の考え方

令和 5 年 2 月

改正 令和 5 年 8 月

1 基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。排出事業者が適正に費用を負担せず、多久市及び小城市からの負担金で処理を行えば、排出事業者が多久市及び小城市民全体の負担で特別の利益を得る一方で、排出事業者以外の市民は費用のみを負担して利益を享受できないという不公平が生じてしまいます。

このような、特定の人に対する行政サービスの受益者は、応分の費用を負担すべきという考えを受益者負担の原則といい、これを手数料の設定に関する基本原則とします。

また、廃棄物処理法上、市は、当該市内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しますが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

そのため、本組合において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することを原則とします。

(2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分の負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を担保する必要があります。そこで、廃棄物処理に係る行政コスト（原価）を明らかにし、原価と受益者負担割合に基づく統一的な料金の算出方法を定めます。

(3) 定期的・継続的な見直しの実施

環境基準や物価変動等により、廃棄物処理の方法やそれに要する経費等にも

変化が生じることが想定されるため、手数料の見直しは定期的に行われる必要があります。そこで、原則として4年ごとに手数料の見直しを実施することとします。また、定期的な見直し以外にも、4 改定の実施（3）激変緩和措置を適用させた場合については、概ね2年後に手数料の見直しを行うほか、急激な物価の高騰など、必要が生じた場合には随時見直しを行います。

2 原価計算方法

（1）対象とする経費の範囲

原価を計算する際は、直接的なごみ処理費用である本組合会計の事業費を対象として積算するものとし、議会費、総務費及び建設関連事業費、地域振興対策費は公費負担とします。

（2）原価計算方法

$$\text{原価} = \text{事業費決算額} \div \text{廃棄物搬入量}$$

（3）その他

上記により原価計算を行うことが適当でない場合が生じれば、受益者負担の原則に基づいた適切な方法により原価計算を行います。

3 料金設定方法

手数料は特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から、その受益者負担割合は原則 100%とします。

（1）理論上の適正価格

計算により得られた利用単位あたりの原価に受益者負担割合を乗じることで得られる金額を理論上の適正価格とします。

$$\text{理論上の適正価格} = \text{原価} \times 100\%$$

(2) 設定料金の調整

原価計算による算出後、受益者負担割合に当てはめることで求められた料金が理論上の適正価格であるものの、最終的に料金を決定するにあたっては、以下の事項についても考慮し、必要に応じて調整を図ることとします。

① 県内の廃棄物処理手数料と比較し大きな乖離が生じる場合には、調整を図ることができるものとしします。

② 焼却廃棄物の減量及びリサイクル促進のほか、特に政策的に料金の調整が必要な場合は、調整を図ることができるものとしします。

4 改定の実施

(1) 改定対象

手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正価格と現行の料金を比較し、その乖離を是正する改定を行う必要があります。しかし、ごくわずかな乖離に基づき頻繁に改定を行うことや、大きな乖離が生じるまで改定を見合わせ、後に大幅な改定を行うことは、いずれも好ましいことではありません。こうしたことから、理論上の適正対価と現行の料金を比較し、概ね ±10%以上の乖離が生じているものを改定の対象とします。

(2) 料金改定の単位

利用者の利便性及び料金取扱事務の効率性等を勘案し、料金改定の単位は税抜きの100円単位とし、算定料金に単位未満の端数がある場合は切り捨てることとします。

ただし、動物死がいについては、一般廃棄物よりも処理コストが増加するため、単位未満の端数を切り上げます。

(3) 激変緩和措置

理論上の適正価格を算定した結果、現行の料金が急激に変化することがない

よう、原則として、改定の上限については 1.5 倍、下限については 0.7 倍を限度とします。

(4) 適切な準備と周知

料金の改定にあたっては、事前の準備と周知を徹底し、円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。